

平成31年産からの農作物共済

●対象品目

水稻・麦

●補償対象となる事故

風水害、干害、ひょう害、冷害、雨害湿潤害、土壌湿潤害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害、その他の気象上の原因による災害等

●補償期間

発芽期（移植をする場合は移植期）から収穫期

●加入方式

品質方式（水稻） 災害収入方式（麦）	農業者ごとに、収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が9割を下回った場合に共済金を支払います
一筆方式 (平成33年産までで廃止)	ほ場ごとに、収穫量が8割を下回った場合に共済金を支払います
全相殺方式	農業者ごとに、収穫量が9割を下回った場合に共済金を支払います
半相殺方式	農業者ごとに、収穫量が8.5割を下回った場合に共済金を支払います
地域インデックス方式 (平成31年産より導入)	統計単収が基準単収を下回り、農業者ごと、統計単位地域ごとの収穫量が9割を下回った場合に共済金を支払います
一筆半損特約 (平成31年産より導入)	収穫量が耕地別基準収穫量の1/2以下と認められる耕地があった場合に共済金を支払います（一筆方式を除く引受方式に農業者の選択により付加できる）

●掛金・共済金の試算例（10a当たり）

	水稻 (一筆方式)	水稻 (全相殺方式)	水稻 (半相殺方式)	麦 (災害収入方式)
農業者が支払う共済掛金	11円	102円	18円	998円
収穫量が50%減収した場合に支払われる共済金	24,806円	37,800円	31,129円	12,771円
収穫量が皆無になった場合に支払われる共済金	66,150円	85,050円	75,600円	28,735円

※水稻の試算例については、基準単収500kg・単位当たり共済金額189円で計算しています。

※麦の試算例については、平成30年産の引受データを基にしています。

※上記「農業者が支払う共済掛金」は、基準共済掛金率で計算しており、平成30年度より実際の共済掛金は農業者ごとの被害発生状況に応じて設定されている危険段階別共済掛金率を用いて算出しています。

●麦の農作物共済における収入保険への加入についての注意点

平成31年産麦の農作物共済に加入している場合でも、平成31年1月から収入保険へ移行できます。麦共済の契約期間は平成30年12月末までとし、掛金・賦課金は全額返還します。12月末までに、自然災害等で被害を受けている場合は、農業共済の事故発生通知を行っていただければ、収入保険においても同様の対応をとったものとして取り扱うこととしています。